

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

文化と伝統の香りの高い環境を創造するため、平成11年10月に府営蜻蛉池公園等において「全国育樹祭」を開催したほか、河川再生事業等の推進による河川環境の整備、大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）の表彰による緑化運動の推進等、水や緑に親しむことのできる潤いと安らぎのある都市空間の形成を図るとともに、府民、事業者、行政が適切に役割を分担しながら、総合的、計画的な景観施設を展開するために、「大阪府景観条例」を推進するなど、地域の個性を活かした美しい景観の形成に努めた。また、富田林寺内町の町並みの保存や価値の高い文化財を良好な状態で保存するための史跡・名勝等の指定、狭山池ダム資料館（仮称）の建設等歴史的文化的環境づくりに努めた。

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

第1 緑豊かなまちづくり

①都市公園の整備

■健康と生きがいを支える府営公園の整備

府営服部緑地他17公園の維持管理を行うとともに、蜻蛉池公園等の開設面積の拡大を図った。

②道路・街路等の緑化

■大阪府道路環境計画（スプリングロード21）の推進

「人や自然にやさしい快適な都市環境の形成に貢献するみちづくり」を基本理念とした「大阪府道路環境計画（スプリングロード21）」に基づき、環境に配慮し、人が主体となる道路環境の形成に努めた。

■街路樹等の整備（安全で人にやさしい府道緑化事業）

信号待ちの場所に木陰を提供し、車いすの通行に配慮した植樹柵の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり」を推進するとともに、防災機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保を図るなどの「安心できる緑の道づくり」の推進に努めた。

③公共施設の緑化

■庁舎・府営住宅の緑化

身近に自然に接する場を提供するため、既設府営住宅内の緑化等、団地環境整備工事を岸和田田治米住宅（平成11年度）で実施した。

「施設緑化10か条」に基づき、庁舎・府営住宅の緑化を推進し、まちの「みどりの拠点」となり、環境と調和する公共建築物を整備した。

■ポケットパークの整備

新築・改築される府有建築物の敷地内のオープンスペースを活用し、憩いと潤いの広場を設け、施設緑化を図り、良好なまちなみ、景観を創出するための整備を行った。

■府立学校の緑化

緑化センターの指導により、府立高校の緑化に努めた。

■下水処理場の緑化

都市内に比較的まとまった面積を有する下水道終末処理場で緑化整備を行い、一部を府民に開放し、都市の快適な環境及びふれあいの場を目指すとともに、府民に下水道事業に対する理解を深めてもらうため、高槻処理場ほか4処理場において植栽を実施した。

④地域緑化の推進

■緑化樹配付事業の推進

緑化樹の養成と、住民が協同で行う地域緑化及び公共施設の緑化に対して約12万本の緑化樹の無償配付を行った。

■民間施設緑化推進事業の推進

民間施設の接道部（公開空間）や屋上（人工地盤）等において行われる緑化事業（社会福祉法人博光福祉会寿里苑）に対して助成した。

■緑化支援隊による緑化の推進

市街地緑化の拠点となる公開性・公益性の高い施設について、緑化計画の作成から、土壌改良、緑化樹木の植栽、保育、管理指導までを一体的に行う「大阪府緑化支援隊」により着実な施設緑化を行った。

■工場等の緑化推進

工場環境の緑化を促進し、地域の生活環境と労働環境の保全を図るため、23工場に対し、3,123本の工場緑化用樹木の配布等を行った。

■緑化センター等の活用による緑化の知識の普及、指導

緑化センターにおいて、施設の緑化診断・緑化計画指導、緑化に関する講習会・研修会、緑化技術の相談・指導、緑化に関する情報の収集・提供等を行い、広く府民と協力して緑化を進めた。

服部緑地と大泉緑地において開設している「花と緑の相談所」において、専門の相談員による樹木や草木等の身の回りの緑化に関する相談のほか、四季折々の季節を彩る花や木の展示や花づくり等の実習等を行った。

■大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）

募集により府民の推薦を受けた緑化施設の中から、選考委員会で選考された優秀な施設を大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）として表彰した。

■全国育樹祭の開催

国土緑化の推進を目的として、平成11年10月に府営蜻蛉池公園等において「全国育樹祭」を開催した。また、育樹祭事業の円滑な推進を図るため、第23回全国育樹祭大阪府実行委員会の運営、各種広報事業を実施した。

■大阪府植樹祭の開催

府民が一体となって、緑豊かなまちづくりを進めるため、広く府民が参加できる「大阪府植樹祭」を河内長野市小山田町（寺ヶ池公園）において開催した。

■近畿都市緑化祭への参加

都市緑化の推進を目的として行っている「近畿都市緑化祭」（兵庫県舞子公園）への参加を行った。

■大阪府都市緑化フェアの開催

府民の都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図ることで、都市緑化への啓発を行うことを目的とし、「大阪府都市緑化フェア」を池田市五月山公園及び周辺で行った。

■緑地協定・市民緑地制度等の活用

市街地の緑地の保全・管理と緑化を推進するため、都市緑地保全法に基づく緑地協定・市民緑地制度の普及に努めた。

■風致地区の保全

（内容は、第3章第2節第3②に前掲）

■自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進

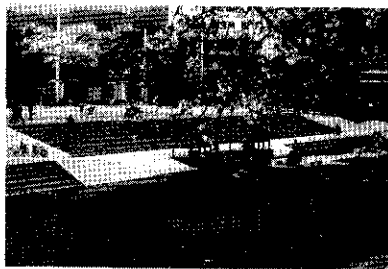
都市区域の「がけ」地は、崩壊の危険性があると同時に都市部に残された緑の貴重な空間である。そのため、枚方市の元町(3)地区・柏原市の本町(1)地区等において、既存樹木の保全や緑化回復により、安全で緑豊かな斜面整備を進めた。

第2 水辺環境の整備

①河川環境の整備

■人がふれあえる川づくりの推進

（内容は、第3章第2節第5①に前掲）



<芥川環境整備事業>

■治水緑地の整備

恩智川中・上流部（池島・福万寺地区、花園地区、法善寺地区）の合計3か所において多目的利用整備も含め、治水緑地の整備を行った。

■ふるさとの川整備事業の推進

（内容は、第3章第3節第3①に前掲）

■河川再生事業の推進

平成7年度に新規採択された道頓堀川を対象に、治水機能と河川環境の向上を目的として、「道頓堀川

水辺整備委員会」において検討を行い、その検討内容を踏まえて河川再生計画を策定し、工事を推進した。

■河川公園の整備

(内容は、第3章第3節第3①に前掲)

■地域交流拠点(水辺プラザ)の整備

天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備するための用地買収を行った。

■河川浄化事業

河川の浄化対策として、西除川における薄層流浄化施設、羽曳野市・中池水路及び美原町・西除川旧川敷における支川対策浄化施設及び平野川浄化ポンプ場をそれぞれ施工した。また、平野川、春木川において浄化しゅんせつを実施した。

■スーパー堤防の整備

河川沿川の市街地再開発等と一体となって、河川空間を活かした良好な市街地整備を図っていくため、安治川等において、スーパー堤防整備に資する盛土工事を実施した。

②海辺環境の整備

■南大阪湾岸整備事業の推進

りんくうタウンにおいて、公園・緑地等の整備を行った。

■港湾環境整備事業の推進

堺泉北港において、泉北6区の緑道整備及び泉大津旧港地区の緑地整備を継続して進めた。また、阪南港において、岸和田旧港地区の緑地整備を引き続き進めた。

■環境と共生する港湾(エコポート)の整備

(内容は、第3章第1節第2①に前掲)

■都市海岸高度化事業の推進

堺旧港地区と浜寺地区において、高潮対策の推進と耐震対策や津波対策等地震時における安全性の向上を図るとともに、高齢者等の利用にも配慮した親水性護岸の整備を行った。

■海に親しむ府営公園の整備

(内容は、第3章第3節第3③に前掲)

■埋立地の活用

堺第7-3区に設置した「みなと堺グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放した。

■阪南港阪南2区における人工干潟の整備

(内容は、第3章第1節第2①に前掲)

③ため池や水路等の整備

■オアシス整備事業の推進

(内容は、第3章第2節第5③に前掲)

■いきいき水路モデル事業の推進

(内容は、第3章第2節第5②に前掲)

■まちづくり水路整備事業の推進

(内容は、第3章第2節第5②に前掲)

第3 ゆとりある空間の確保

①歩道等の整備

■歩行者用道路の整備

人々が、車を気にせず ゆったりと歩くことができるよう、歩道が未整備の道路に歩道を設置した。

■サイクリング・ロードの整備

「北河内自転車道」(大規模自転車道)の整備を引き続き実施した。

■休憩場・案内標識の設置

人々が、ゆったりとドライブを楽しむことができるよう、ドライバーが気軽に休むことができる簡易パーキング施設や間違えずに目的地に到達するための案内標識の設置を行った。

■透水性歩道の整備

既設歩道等において、インターロッキング舗装等による透水性を有する歩道への再整備(河内長野美原線〔大阪狭山市東池尻〕ほか)を行った。

■街路樹の整備(安全で人にやさしい府道緑化事業)

(内容は、第4章第1節第1②に前掲)

②広場等公共空間の整備

■駅前広場の整備

市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備事業を行い、駅前広場を整備することによって、交通流の円滑化を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図った。

■公開空地の確保(総合計画制度の活用)

敷地面積が一定規模以上の敷地内で一定割合以上の空地を確保し、市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物について、建築基準法による容積率、高さに関する形態規制の一部の緩和ができる総合設計制度をより一層活用していくため、許可取扱要領の改正を行った。

③歩道の通行性の確保

■電線類の地中化の促進

安全で円滑な道路交通を確保するとともに、良好な都市景観の向上に資するため、電線類を道路下に共同で収容する施設を設置し、電線及び電柱を路上から除去した。

■駅前放置自転車追放のための広報・啓発

すべての府民に「自転車の放置はしない、させない」意識の高揚を図るため、市町村、鉄道事業者等の協力により、11月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、ポスターの掲出等を行った。

■自転車駐車場の整備促進

市町村に対し、駅周辺自転車駐車場等実態調査を実施するとともに、自転車駐車場の整備を働きかけた。
また、自転車法に基づく条例制定を、未制定市町村へ働きかけた。

■違法看板等の撤去

美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、府内（大阪市域及び堺市域を除く。）において、違法に掲出されているはり紙、はり札、立看板等の簡易な屋外広告物を除去した。